

4 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（以下「補助金」という。）は、私立高等学校、私立専修学校高等課程及び中等教育学校後期課程（以下併せて「私立高等学校等」という。）に在籍する生徒の就学に係る保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法律」という。）第3条第2項第3号に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）の負担の軽減を図るため、愛知県内に私立高等学校等を設置する者（以下「設置者」という。）の行う授業料軽減事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる事業)

第2条 前条に規定する事業は、設置者が県内に設置する私立高等学校等に在籍する生徒の保護者等のうち、経済的に困難な者に対してその生徒の授業料の一部を軽減する事業とする。

2 前項に定める授業料は、併修先の私立高等学校通信制課程（以下「通信制高校」という。）の授業料を含むものとする。

3 第1項に定める授業料は、法律第5条で定める就学支援金の額を除くものとする。

(対象生徒の要件)

第3条 授業料軽減事業の対象となる生徒（以下「対象生徒」という。）は、次の要件に該当するものとする。

(1) 法律第4条で定める就学支援金の受給資格の認定を受けた者であること。

ただし、法律第9条に該当し、支払の一時差止めとなった者を除く。

(2) 生徒及びその保護者等が愛知県内に住所を有するものであること。

(3) 保護者等の所得が別表第1に掲げる所得基準のいずれかに該当すること。

2 対象生徒の保護者等が原子力災害被災地域において被災した者、又は別表第4に定める大規模災害により家屋の全壊、半壊、流失、一部流失等の被害を受けた者であり、授業料の負担が困難と認められる者は、前項第2号における「愛知県内に住所を有するもの」とみなす。

なお、原子力災害被災地域において被災したことは、次のいずれかの者をいう。

- ・警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者
- ・緊急避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域に居住していた者、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難した者

(対象生徒の要件の特例)

第4条 保護者等が、転勤等により県外に住所を移している場合で、生徒及び生徒と生活を共にする者の生活の本拠が県内にあるときは、前条第1項第2号の規定に関わらず、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなす。

2 県内に設置する私立高等学校等に在籍する生徒が保護者等に当たる場合で、愛知県外に住所を有し、県内で勤務（一時的なアルバイト等を除く。）しているときは、前条第1項第2号の規定に関わらず、当該生徒が県内に住所を有しているものとみなす。

3 法律第3条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当し、就学支援金の受給資格の認定を受けられない場合であっても、前条第1項第2号及び第3号の規定に該当する場合には、対象生徒の要件を満たすものとみなす。ただし、法律第3条第2項第2号にあっては、病気療養等のやむを得ない事情により留年した生徒に限る。

4 単位制授業料の私立高等学校等にあっては、就学支援金の支給上限である履修単位74単位を超過し、就学支援金の受給資格の認定を受けられない場合であっても、前条第1項第2号及び第3号の規定に該当する場合には、対象生徒の要件を満たすものとみなす。ただし、病気療養等のやむを得ない事情により履修単位74単位を超過した生徒に限る。

(交付額の算定)

第5条 補助金の額は定額とし、次の各号により算定するものとする。

- (1) 対象生徒の授業料軽減額は、別表第2に掲げる区分ごとの軽減額から就学支援金の額を除いた額以内で設置者が授業料を軽減する額とする。
- (2) 授業料軽減の対象となる期間は、対象となる生徒がその初日において在学していた月を一月として算定するものとする。ただし、法律第8条に定める就学支援金の支給停止期間を除く。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する対象生徒に係る補助金の算定基準は、対象生徒1人について、別表第1に定める所得基準に応じて当該高等学校等における授業料月額（就学支援金を受給している者は就学支援金の額を除く）と別表第3に定める軽減月額のいずれか少ない額に授業料軽減を受ける月数を乗じた額とする。

(対象生徒の要件の確認)

第6条 設置者は、対象生徒が要件に該当するかどうかを確認するため、次に掲げる書類を提出させ、これを審査しなければならない。ただし、第1号及び第2号はいずれかの提出により審査することができる。

- (1) 保護者等の個人番号情報を記載した書類
- (2) 市町村長が発行する保護者等の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額の証明書（以下「所得証明書」という。）。ただし、別に定める所得証明書によらない場合は、その事由により必要な書類。
- (3) 第3条第2項に規定する条件に該当する場合は、その事実を証するに足る書類
- (4) 第4条第1項に規定する条件に該当する場合は、その事実を証するに足る書類
- (5) 第4条第2項に規定する場合は、雇用主の発行する愛知県内の事業所に勤務する旨の証明書

(個人番号情報の取扱い)

第7条 申請者から提出された個人番号情報の取扱いについては、高等学校等就学支援金等に関する事務等における特定個人情報の取扱要領に定める。

(申請手続き)

第8条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各2部とする。

- (1) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 授業料軽減補助事業計画書(様式第2号)
- (3) 授業料軽減実施要領
- (4) その他補助金の交付に関し、知事が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に定める。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第10条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）に関係書類（様式第4号）を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を得なければならない。

(補助事業の実施方法)

第13条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象生徒に対し補助額に達するまで授業料を軽減しなければならない。

2 補助事業者は、対象生徒に対し授業料を軽減したときは、保護者等からこれを証する書類を徴するものとする。

(事業遅延の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は、各2部とする。

(1) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金実績報告書(様式第5号)

(2) 授業料軽減補助事業実績書(様式第6号)

(3) 補助事業に係る収支計算書(様式第7号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付額の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(秘密の保持)

第18条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、対象生徒及び保護者等について知り得た事実をみだりに他にもらしてはならない。

(実施細則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い「愛知県私立高等学校授業料軽減貸付金貸付要綱」及び「愛知県私立専修学校高等課程授業料軽減貸付金貸付要綱」は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年3月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 平成28年度から令和元年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る授業料軽減額については、別表第2にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	1人当たり補助月額（円）	
	高等学校 （全日制・定時制）	専修学校高等課程
別表第1の所得基準の区分 「甲」	33,200	33,000 (4,300)
別表第1の所得基準の区分 「乙」	16,600	15,600 (2,100)

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

3 第5条第3号に掲げる者のうち、平成28年度から令和元年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減

減事業に係る保護者の所得基準については、別表3にかかわらず、次の表のとおりとする。

(高等学校)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額 (円)
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第 3号に掲げる 者	甲及び乙	33,200
		別表第1に該当しない	16,600
甲		33,200	
乙		24,900	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給する	9,900
		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給しない	8,300

(専修学校高等課程)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額 (円)
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第 3号に掲げる 者	甲及び乙	33,000 (4,300)
		別表第1に該当しない	16,500 (2,150)
甲		33,000 (4,300)	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		乙	24,300 (3,200)
		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給する	9,900 (1,080)
		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給しない	8,250 (1,080)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※原子力災害被災地域において被災した者は、「全壊、流失又は1週間以上の床上浸水」相当とみなす

附 則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和2年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る授業料軽減額については、別表第2にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	1人当たり補助月額 (円)	
	高等学校	専修学校高等課程

	(全日制・定時制)	
別表第1の所得基準の区分 「甲」	34,400	33,000 (4,300)
別表第1の所得基準の区分 「乙」	17,200	15,900 (2,100)

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

- 3 第5条第3号に掲げる者のうち、令和2年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る保護者の所得基準については、別表3にかかわらず、次の表のとおりとする。

(高等学校)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額(円)
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第 3号に掲げる 者	甲及び乙	34,400
		別表第1に該当しない	17,200
甲		34,400	
乙		25,800	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給する	9,900
		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給しない	8,600

(専修学校高等課程)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額(円)
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第 3号に掲げる 者	甲及び乙	33,000 (4,300)
		別表第1に該当しない	16,500 (2,150)
甲		33,000 (4,300)	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		乙	24,450 (3,200)
		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給する	9,900 (1,080)
別表第1に該当せず、就 学支援金を受給しない		8,250 (1,080)	

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※原子力災害被災地域において被災した者は、「全壊、流失又は1週間以上の床上浸水」相当とみなす

附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和2年度に私立高等学校等（通信制を除く）に入学した者に関する授業料軽減事業に係る授業料軽減額については、別表第2にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	1人当たり補助月額（円）	
	高等学校（全日制・定時制） 及び中等教育学校後期課程	専修学校高等課程
別表第1の所得基準の区分 「甲」	34,400	33,000 (4,300)
別表第1の所得基準の区分 「乙」	17,200	15,900 (2,100)

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

中等教育学校後期課程においては、「入学した者」を「進級した者」と読み替えるものとする。

- 第5条第3号に掲げる者のうち、令和2年度に中等教育学校後期課程に進級した者に関する授業料軽減事業に係る保護者の所得基準については、別表3にかかわらず、次の表のとおりとする。

（中等教育学校後期課程）

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額（円）
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第 3号に掲げる 者	甲及び乙	34,400
		別表第1に該当しない	17,200
甲		34,400	
乙		25,800	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給する	9,900
		別表第1に該当せず、就 学支援金を受給しない	8,600

※原子力災害被災地域において被災した者は、「全壊、流失又は1週間以上の床上浸水」相当とみなす

附 則

- この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 改正後の別表第1は、令和4年7月分以降の月分の支給について適用し、同年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和3、4年度に私立高等学校等（通信制を除く）に入学した者に関する授業料軽減事業に係る授業料軽減額については、別表第2にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	1人当たり補助月額（円）	
	高等学校（全日制・定時制） 及び中等教育学校後期課程	専修学校高等課程
別表第1の所得基準の区分 「甲」	35,200	33,000 (4,300)
別表第1の所得基準の区分 「乙」	17,600	16,200 (2,100)

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

中等教育学校後期課程においては、「入学した者」を「進級した者」と読み替えるものとする。+

- 第5条第3号に掲げる者のうち、令和3、4年度に私立高等学校等（通信制を除く）に入学した者に関する授業料軽減事業に係る保護者の所得基準については、別表3にかかわらず、次の表のとおりとする。

（高等学校（通信制を除く）、中等教育学校後期課程）

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額（円）
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第 3号に掲げる 者	甲及び乙	35,200
		別表第1に該当しない	17,600

（専修学校高等課程）

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額（円）
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第 3号に掲げる 者	甲及び乙	33,000 (4,300)
		別表第1に該当しない	16,500 (2,150)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※原子力災害被災地域において被災した者は、「全壊、流失又は1週間以上の床上浸水」相当とみなす

附 則

- この要綱は、令和6年2月8日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る授業料軽減額については、別表第2にかかわらず、次の表のとおりとする。

1 定額授業料の場合

区 分	1人当たり補助月額 (円)		
	高等学校 (全日制・定時制) 及び中等教育学校後期課程	高等学校 (通信制)	専修学校高等課程
別表第1の所得基準の区分「甲」	35,700	19,000	33,600 (4,300)
別表第1の所得基準の区分「乙」	17,900	9,900	16,800 (2,100)

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

2 単位制授業料の場合

区 分	1単位当たりの補助額 (円)
	高等学校 (通信制)
別表第1の所得基準の区分「甲」	9,240
別表第1の所得基準の区分「乙」	4,812

- 3 第5条第3号に掲げる者のうち、令和5年度に私立高等学校等に入学した者に関する授業料軽減事業に係る保護者の所得基準については、別表3にかかわらず、次の表のとおりとする。

(高等学校 (通信制を除く)、中等教育学校後期課程)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり補助月額 (円)
全壊、流失又は1週間以上の床上浸水	要綱第5条第3号に掲げる者	甲及び乙	35,700
		別表第1に該当しない	17,850
甲		35,700	
乙		26,800	
半壊、一部流失又は1週間未満の床上浸水		別表第1に該当せず、就学支援金を受給する	9,900
	別表第1に該当せず、就学支援金を受給しない	8,930	

(高等学校（通信制）、定額授業料)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額（円）
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第3 号に掲げる者	甲及び乙	19,000
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する	9,900
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	9,500
甲		19,000	
乙		14,450	
別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する		9,900	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水	別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	4,750	

(高等学校（通信制）、単位制授業料)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1単位当たり 補助額（円）
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第3 号に掲げる者	甲及び乙	9,240
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する	4,812
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	4,620
甲		9,240	
乙		7,020	
別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する		4,812	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水	別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	2,304	

(専修学校高等課程)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額（円）
全壊、流失又は 1週間以上の	要綱第5条第3 号に掲げる者	甲及び乙	33,600 (4,300)

床上浸水		別表第1に該当しない	16,800 (2,150)
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		甲	33,600 (4,300)
		乙	25,200 (3,200)
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する	9,900 (1,080)
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	8,400 (1,080)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※原子力災害被災地域において被災した者は、「全壊、流失又は1週間以上の床上浸水」相当とみなす

別表第1（第3条関係）

区分	所得基準
甲	課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）が212,700円未満の世帯
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯

ただし、対象生徒が補助金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金支給年度」という）の前年度の12月31日において保護者等の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、課税所得額（課税標準額）から33万円を控除する。

別表第2（第5条関係）

1 定額授業料の場合

区分	1人当たり補助月額（円）		
	高等学校（全日制・定時制） 及び中等教育学校後期課程	高等学校 （通信制）	専修学校高等課程
別表第1の所得基準の区分 「甲」	36,300	21,000	33,900 (4,300)
別表第1の所得基準の区分 「乙」	18,200	10,500	17,000 (2,100)

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

2 単位制授業料の場合

区分	1単位当たりの補助額（円）
	高等学校（通信制）
別表第1の所得基準の区分	10,212

「甲」	
別表第1の所得基準の区分 「乙」	5, 100

別表第3 (第5条関係)

(高等学校(通信制を除く)、中等教育学校後期課程)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額(円)
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第3 号に掲げる者	甲及び乙	36, 300
		別表第1に該当しない	18, 150
甲		36, 300	
乙		27, 250	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する	9, 900
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	9, 080

(高等学校(通信制)、定額授業料)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額(円)
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第3 号に掲げる者	甲及び乙	21, 000
		別表第1に該当しない	10, 500
甲		21, 000	
乙		15, 750	
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する	9, 900
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	5, 250

(高等学校(通信制)、単位制授業料)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1単位当たり 補助額(円)
全壊、流失又は	要綱第5条第3	甲及び乙	10, 212

1週間以上の 床上浸水	号に掲げる者	別表第1に該当しない	5, 100
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		甲	10, 212
		乙	7, 656
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する	4, 812
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	2, 544

(専修学校高等課程)

被害の状況	対象者の区分	別表第1における区分	1人当たり 補助月額(円)
全壊、流失又は 1週間以上の 床上浸水	要綱第5条第3 号に掲げる者	甲及び乙	33, 900 (4, 300)
		別表第1に該当しない	16, 950 (2, 150)
半壊、一部流失 又は1週間未満の 床上浸水		甲	33, 900 (4, 300)
		乙	25, 450 (3, 200)
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給する	9, 900 (1, 080)
		別表第1に該当せず、就学 支援金を受給しない	8, 480 (1, 080)

※専修学校高等課程の下段は、通信制高校併修者に対する併修分の補助額

※原子力災害被災地域において被災した者は、「全壊、流失又は1週間以上の床上浸水」相当とみなす

別表第4 (第3条関係)

対象となる大規模災害
・令和6年能登半島地震

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関する事項を定めるものとする。

(対象生徒の取扱い)

第2条 要綱第3条の対象生徒の取扱いについては、次によるものとする。

(1) 専攻科及び別科の生徒は対象としない。

(2) 私立高等学校等が独自に行っている授業料の免除（返還を要しない奨学金を含む。）を受けている生徒は対象としない。ただし、授業料の一部を免除されている生徒については、免除された授業料の金額を除き、対象とする。

(保護者の所得を証明する書類が提出することができない場合の取扱い)

第3条 要綱第6条の対象生徒の要件の確認については、保護者である両親に共に所得がある場合には、両親の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）をもって判断する。対象生徒が補助金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金支給年度」という）の前年度の12月31日において当該保護者の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、課税所得額（課税標準額）から33万円を控除する。ただし、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待など、就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者の場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

2 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の算定基準額をもって判断する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、同条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長又は同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、法人である未成年後見人又は、民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が保護者である場合には、生徒本人の所得又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

3 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の所得により判断する。ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の所得により判断する。

(所得証明書によらない場合及び必要書類)

第4条 要綱第6条第2号ただし書きに定める所得証明書によらない場合及び必要書類とは、次に掲げるものをいう。

生活保護

生活保護を受けていることを証する書類（社会福祉事務所長が発行する証明書又は市町村長が発行する生活保護に基づく非課税証明書）

(県内に住所を有するとみなす場合の提出書類等)

第5条 要綱第6条第4号に定める書類は次のとおりとする。

(1) 勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類

(2) 保護者等の住民票

(3) 対象生徒及び同居する親族の住民票

2 保護者等が国外に住所を移している場合は、前項第1号及び第3号に規定する書類のほか、家族支給分を含む給与

支払証明書を添えて、別に定める日までに県へ協議するものとする。

(特別事情の審査基準等)

第6条 設置者が、対象生徒が要綱第6条第3号の規定に基づく要件に該当するか確認するため、提出させる書類は、別表によるものとする。

2 特別な事情のある者として軽減を受けようとする場合の県への申出の期限は別に定める。

(事業実施上の取扱い)

第7条 事業を実施する上での取扱いは、次のとおりとする。

(1) 当年の1月2日以降に県内に転入した者については、住民票等により住所を確認すること。

(2) 授業料について月額以外の定め方がされている場合は、年間授業料を12で除した額を1か月当たりの授業料とする。

(3) 交付要綱第13条第1項に定める授業料の軽減を還付の方法による場合は、原則として口座振替によるものとし、この場合、交付要綱第13条第2項に定める書類は、口座振替に係る振込明細書等をもって替えることができるものとする。

(4) 授業料未納者の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 納入されるべき授業料を減額する方法により事業を実施している場合

年度末において、設置者が納入されるべき授業料と授業料軽減額との差を未収金として処理しているときは、補助事業の対象として差し支えない。ただし、授業料軽減証書を徴すること。

イ 納入された授業料を還付する方法により事業を実施している場合

授業料未納月は、補助事業の対象とならない。

ウ 年度途中において事業の実施方法を変更した場合

ア又はイに準じて取り扱うこと。

附 則

この実施細則は、平成22年度から適用する。

附 則

この実施細則は、平成27年度から施行する。

附 則

この実施細則は、平成30年度から施行する。

附 則

この実施細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成31年3月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この実施細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施細則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和4年7月分以降の月分の支給について適用し、同年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

この実施細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和6年2月8日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表（第6条関係）

要件	提出書類
家屋の全壊、半壊、流失、一部流失、床上浸水の被害を受けた者	り災証明書
原子力災害被災地域において被災した者	被災証明書 又は り災証明書